

第1章 総論

第1 計画策定の背景・趣旨

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法^{※1}」、「認定こども園法の一部を改正する法律^{※2}」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月には、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本方針に即して、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられており、その計画の中では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

本市では、平成27年3月に「青森市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を策定し、その推進に努めてきたところでありますが、第1期計画の計画期間が令和元年度で終期を迎えることから、令和2年度を始期とする第2期計画を策定します。

第2 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市総合計画前期基本計画^{※3}」をはじめ、本市の子ども・子育て支援施策を取りまとめた「青森市子ども総合プラン^{※4}」や「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画^{※5}」等の関連する計画との整合性を図りながら策定します。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。

第3 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

平成				令和					
27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
第1期計画				第2期計画					
中間年				中間年					

第4 計画の達成状況の点検及び評価並びに計画の見直し

本市では、各年度において、第2期計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業^{※6}の認可等の状況を含む）や、これに係る費用の使途実績等について、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等で構成する「青森市子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、点検及び評価を実施し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

また、国の基本指針において「市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされていることから、第2期計画期間の中間年に当たる令和4年度に、必要に応じて計画の見直しを検討します。

※1 子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講じた法律。（一部を除き、平成27年4月1日施行）

※2 認定こども園法の一部を改正する法律

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定めた法律。（一部を除き、平成27年4月1日施行）

認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設。

※3 青森市総合計画前期基本計画

青森市総合計画基本構想に掲げた将来都市像「市民一人ひとりが挑戦する街」の実現に向けた具体的な取組を取りまとめた計画。本市のまちづくりの最上位指針。（平成31年2月策定）

※4 青森市子ども総合プラン

急速に進行する少子化をはじめ、家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応した次世代育成支援対策を総合的かつ継続的に推進することを目的に、子ども・子育て支援に関連する具体的な取組を取りまとめた計画。（平成28年3月策定）

※5 青森市子どもの権利の保障に関する行動計画

子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として制定した青森市子どもの権利条例（一部を除き、平成24年12月25日施行）に基づき、具体的な取組を取りまとめた計画。（平成28年10月策定）

※6 地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の子どもを預かる事業。（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）



第2章 各論

第1 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、量の見込み及び確保方策を設定する区域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることとされています。

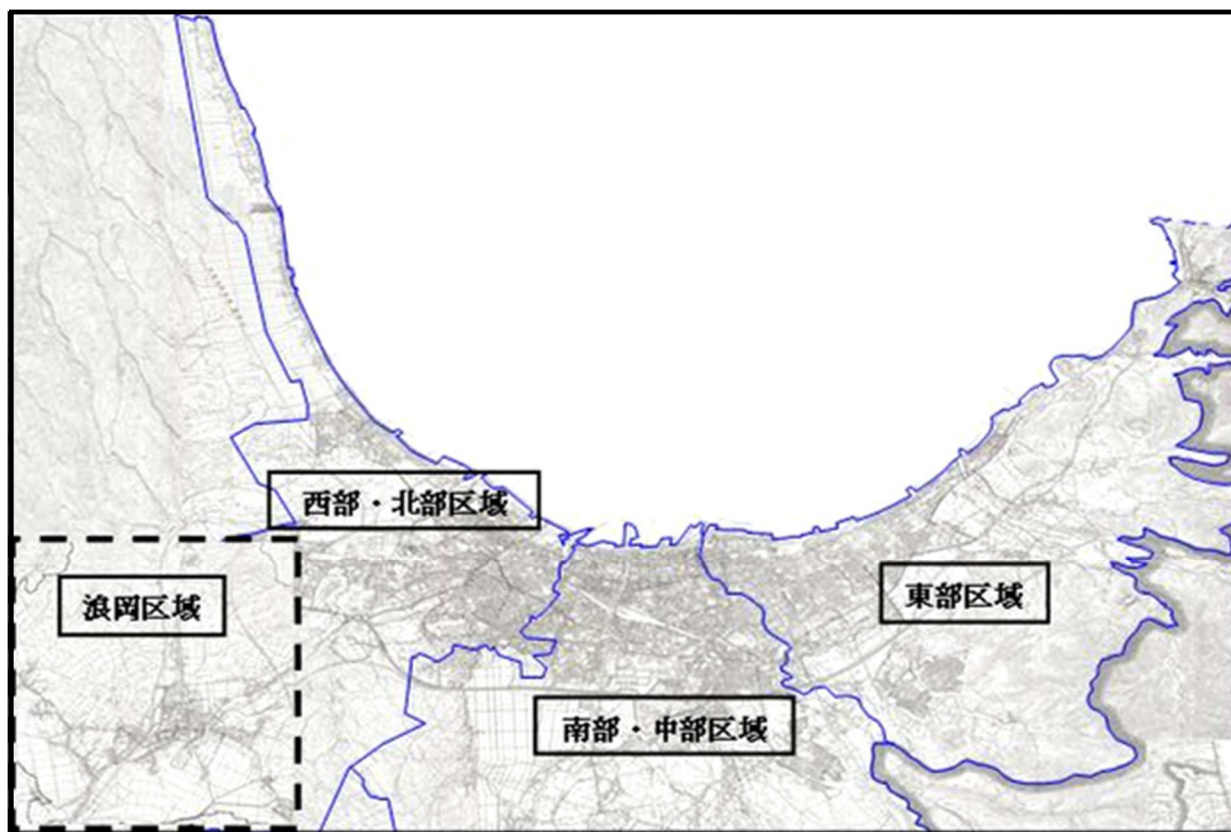
(2) 教育・保育提供区域の設定の内容

第1期計画の教育・保育提供区域については、本市の主な既存区域として、小学校区、中学校区、青森市町会連合会地域協議会区域と浪岡町内会連合会区域等の区域があることから、それぞれの区域において、保護者が居住する区域と当該保護者が希望する保育所（園）が存する区域が一致する割合を踏まえ、東部、西部、南部、北部、中部及び浪岡の6区をベースとしました。

さらに、この6区について、それぞれの区域に居住する児童数とそれぞれの区域に存する施設の定員数のバランスを考慮し、最終的には、第1期計画の教育・保育提供区域を、「東部」、「南部・中部」、「西部・北部」及び「浪岡」の4区として設定しました。

第2期計画におきましても、第1期計画と同じ4区を教育・保育提供区域として設定します。

<教育・保育提供区域>



平成31年4月1日現在

区域名	区域住所
東部地区	浪打、港町、茶屋町、栄町、合浦、花園、はまなす、けやき、造道、岡造道、東造道、八重田、小柳、古館、松森、佃、中佃、南佃、大字野内、大字久栗坂、大字浅虫、大字宮田、大字馬屋尻、大字三本木、大字滝沢、大字矢田、矢作、本泉、原別、大字原別、大字平新田、大字後落、大字泉野、大字矢田前、大字八幡林、大字戸崎、大字諏訪沢、大字築木館、大字桑原、虹ヶ丘、浜館、自由ヶ丘、大字戸山、大字沢山、大字駒込、大字浜館、大字田屋敷、大字古館、赤坂、蛍沢、月見野
南部・中部地区	堤町、青柳、橋本、中央、本町、松原、勝田、桂木、緑、青葉、筒井、長島、古川、新町、安方、金沢、旭町、大字筒井、大字浦町、大字浜田、大字幸畑、大字田茂木野、東大野、浜田、桜川、奥野、幸畑、西大野、大字大野（字金沢、字鳴滝を除く）、大字細越、大字安田、大字横内、大字雲谷、大字四ツ石、大字大矢沢、大字野尻、大字合子沢、大字新町野、大字牛館、問屋町、卸町、第二問屋町、妙見、大字高田、大字大谷、大字小館、大字入内、大字野沢、大字荒川、大字八ツ役、大字金浜、大字大別内、大字野木、大字上野
西部・北部地区	柳川、北金沢、千富町、沖館、富田、新田、篠田、千刈、久須志、大字大野字金沢、大字大野字鳴滝、石江、西滝、里見、浪館前田、大字西滝、大字三内、大字浪館、大字岩渡、大字孫内、大字新城、大字岡町、大字石江、大字戸門、大字鶴ヶ坂、三好、大字油川、大字羽白、大字西田沢、大字飛鳥、大字瀬戸子、大字奥内、大字前田、大字清水、大字内真部、大字四戸橋、大字後湯、大字六枚橋、大字小橋、大字左堰
浪岡地区	大字浪岡、大字五本松、大字王余魚沢、大字女鹿沢、大字下十川、大字増館、大字樽沢、大字銀、大字郷山前、大字吉野田、大字下石川、大字杉沢、福田、大字高屋敷、大字徳才子、大字大釈迦、大字長沼、大字北中野、大字吉内、大字本郷、大字相沢、大字細野

2 各教育・保育提供区域の状況

各教育・保育提供区域における就学前の児童に係る入所（園）状況及び施設の設置状況

平成31年4月1日現在

	就学前の児童数（0-5歳児） （人） A	入所（園）中の児童数 （人） B	入所（園）中の児童数の割合 （%） B/A	教育・保育施設 ^{※1} 等の数 （箇所）
東部地区	3,123	1,796	57.5	31
南部・中部地区	5,020	3,553	70.8	55
西部・北部地区	4,260	2,821	66.2	41
浪岡地区	767	583	76.0	11
合計	13,170	8,753	66.5	138

	認定こども園				幼稚園		保育所（園）	
	幼稚園児童数 （人）	保育機能児童数 （人）	児童数計 （人）	施設数 （箇所）	児童数計 （人）	施設数 （箇所）	児童数計 （人）	施設数 （箇所）
東部地区	159	310	469	6	266	^{※2} 6	987	14
南部・中部地区	542	1,317	1,859	18	176	5	1,420	20
西部・北部地区	360	955	1,315	13	174	2	1,209	20
浪岡地区	36	530	566	10	0	0	0	0
合計	1,097	3,112	4,209	47	616	13	3,616	54

	地域型保育事業		認可外保育施設 ^{※3・※4}	
	児童数計（人）	施設数（箇所）	児童数計（人）	施設数（箇所）
東部地区	24	2	50	3
南部・中部地区	26	2	72	^{※5} 10
西部・北部地区	26	2	97	4
浪岡地区	0	0	17	1
合計	76	6	236	18

※1 教育・保育施設

認定こども園、幼稚園、保育所（園）及び地域型保育事業。

※2 東部地区の幼稚園施設数6箇所には、休園中の1園が含まれる。

※3 認可外保育施設

児童福祉法に基づく認可を受けずに設置した子どもを預かる施設。

※4 認可外保育施設の児童数及び施設数

令和元年6月1日現在の数値。

※5 南部・中部地区の認可外保育施設数10箇所には、休園中の1園が含まれる。

第2 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施と量の見込みの算出方法

1 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

(1) 目的

子ども・子育て支援事業計画には、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保の方策」及び「実施時期」を記載することとされており、第2期計画における「量の見込み」を設定するために、子ども・子育て支援ニーズ調査（ニーズ調査）を実施しました。

(2) 実施状況

ア 調査期間

平成30年12月7日から平成31年1月7日まで

イ 実施方法

対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査（抽出調査）

ウ 回収状況

調査対象	対象数	回答数	回収率
就学前の子どもの保護者	2,500 世帯	1,182 世帯	47.3%
小学生の保護者	2,500 世帯	1,205 世帯	48.2%
合計	5,000 世帯	2,387 世帯	47.8%

※平成31年2月25日までの回収分を有効回答とした。

2 量の見込みの算出

(1) ニーズ調査結果に基づく量の見込みと利用実績の比較

国の『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』を踏まえ、ニーズ調査結果を基に量の見込みを算出したところ、事業によっては次のとおり利用実態と乖離した結果となりました。

ア 教育・保育に係る量の見込みと利用実績の比較

	ニーズ調査結果に基づく量の見込み (R2年度) A	利用実績 (H31年4月1日 現在の入所者数) B	量の見込みと利用 実績の比較 A/B
1号認定子ども	1,231人	1,687人	73.0%
2号認定子ども	3,764人	3,970人	94.8%
3号認定子ども	3,627人	2,880人	125.9%

※ 1号認定子ども：満3歳以上の専業主婦家庭等で、幼稚園等での教育を希望する場合

2号認定子ども：満3歳以上の共働き家庭等で、保育所（園）等での保育を希望する場合

3号認定子ども：満3歳未満の共働き家庭等で、保育所（園）等での保育を希望する場合

イ 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと利用実績の比較

	ニーズ調査結果に基づく量の見込み (R2年度) A	利用実績 (H30年度) B	量の見込みと利用 実績の比較 A/B
時間外保育事業	2,672人	2,470人	108.2%
放課後児童健全育成事業	4,487人	2,785人	161.1%
低学年による利用	2,835人	2,199人	128.9%
高学年による利用	1,652人	586人	281.9%
子育て短期支援事業（ショートステイ）	0人	—	—
地域子育て支援拠点事業（人）	107,268人	74,103人	144.8%
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】）	324,663人	92,706人	350.2%
一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業を除く】）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1,389,470人	10,614人	13,090.9%
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【病児・緊急対応強化事業】）	1,055,045人	875人	120,576.6%
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【就学児のみ】）	0人	394人	—

(2) 量の見込みの補正

量の見込みと利用実績を比較し、大きく乖離したものについて、量の見込みがより現実的なものになるように補正しました。

ア 教育・保育に係る量の見込み

	ニーズ調査結果に基づく量の見込み (R2年度)	利用実績 (H31年4月1日 現在の入所者数)	補正後の 量の見込み (R2年度)	補正の有無
1号認定子ども	1,231人	1,687人	1,541人	有
2号認定子ども	3,764人	3,970人	3,957人	有
3号認定子ども	3,627人	2,880人	2,870人	有

イ 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み

	ニーズ調査結果に基づく量の見込み (R2年度)	利用実績 (H30年度)	補正後の 量の見込み (R2年度)	補正の有無
時間外保育事業	2,672人	2,470人	2,672人	無
放課後児童健全育成事業	4,487人	2,785人	3,027人	—
低学年による利用	2,835人	2,199人	2,256人	有
高学年による利用	1,652人	586人	771人	有
子育て短期支援事業（ショートステイ）	0人	—	0人	無
地域子育て支援拠点事業	107,268人	74,103人	69,835人	有
一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）	324,663人	92,706人	83,021人	有
一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1,389,470人	10,614人	9,156人	有
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）	1,055,045人	875人	789人	有
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児のみ〕）	0人	394人	395人	有

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の令和3年度から令和6年度までの量の見込みについては次ページ以降に記載

第3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込み及び確保方策

【全域】

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
ちひさな保育園	量の見込み (①)	1,541		1,399		1,232		1,103		978	
	確保方策 (②)	2,392		2,392		2,392		2,392		2,392	
	特定教育・保育施設 ※1	2,392		2,392		2,392		2,392		2,392	
	差引き (②-①)	851		993		1,160		1,289		1,414	
	[参考] 利用定員 ※2 (③)	2,392		2,392		2,392		2,392		2,392	
	[参考] 差引き (③-①)	851		993		1,160		1,289		1,414	
ちひさな保育園	量の見込み (④)	3,957		3,941		3,805		3,789		3,714	
	確保方策 (⑤)	3,945		3,945		3,945		3,945		3,945	
	特定教育・保育施設	3,945		3,945		3,945		3,945		3,945	
	差引き (⑤-④)	△12		4		140		156		231	
	[参考] 利用定員 (⑥)	3,945		3,945		3,945		3,945		3,945	
	[参考] 差引き (⑥-④)	△12		4		140		156		231	
ちひさな保育園	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み (⑦)	509	2,361	495	2,321	490	2,315	484	2,235	480	2,181
	確保方策 (⑧)	895	2,322	895	2,322	895	2,322	895	2,322	895	2,322
	特定教育・保育施設	868	2,234	868	2,234	868	2,234	868	2,234	868	2,234
	地域型保育事業	27	88	27	88	27	88	27	88	27	88
	差引き (⑧-⑦)	386	△39	400	1	405	7	411	87	415	141
	[参考] 利用定員 (⑨)	895	2,322	895	2,322	895	2,322	895	2,322	895	2,322
	[参考] 差引き (⑨-⑦)	386	△39	400	1	405	7	411	87	415	141

※1 特定教育・保育施設

市の確認を受けて、施設型給付・委託費の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所(園)。

※2 利用定員

平成31年4月1日現在の人数。

【東部地区】

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 ちひな保育園	量の見込み (①)	342		293		240		197		153	
	確保方策 (②)	626		626		626		626		626	
	特定教育・保育施設	626		626		626		626		626	
	差引き (②-①)	284		333		386		429		473	
	[参考] 利用定員 (③)	626		626		626		626		626	
	[参考] 差引き (③-①)	284		333		386		429		473	
2 ちひな保育園	量の見込み (④)	697		683		651		640		622	
	確保方策 (⑤)	766		766		766		766		766	
	特定教育・保育施設	766		766		766		766		766	
	差引き (⑤-④)	69		83		115		126		144	
	[参考] 利用定員 (⑥)	766		766		766		766		766	
	[参考] 差引き (⑥-④)	69		83		115		126		144	
3 ちひな保育園	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み (⑦)	107	423	107	418	108	424	109	415	110	409
	確保方策 (⑧)	160	438	160	438	160	438	160	438	160	438
	特定教育・保育施設	154	406	154	406	154	406	154	406	154	406
	地域型保育事業	6	32	6	32	6	32	6	32	6	32
	差引き (⑧-⑦)	53	15	53	20	52	14	51	23	50	29
	[参考] 利用定員 (⑨)	160	438	160	438	160	438	160	438	160	438
	[参考] 差引き (⑨-⑦)	53	15	53	20	52	14	51	23	50	29

【南部・中部地区】

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 ちひな保育園	量の見込み (①)	666		614		549		501		454	
	確保方策 (②)	951		951		951		951		951	
	特定教育・保育施設	951		951		951		951		951	
	差引き (②-①)	285		337		402		450		497	
	[参考] 利用定員 (③)	951		951		951		951		951	
	[参考] 差引き (③-①)	285		337		402		450		497	
2 ちひな保育園	量の見込み (④)	1,645		1,661		1,620		1,627		1,612	
	確保方策 (⑤)	1,640		1,640		1,640		1,640		1,640	
	特定教育・保育施設	1,640		1,640		1,640		1,640		1,640	
	差引き (⑤-④)	△5		△21		20		13		28	
	[参考] 利用定員 (⑥)	1,640		1,640		1,640		1,640		1,640	
	[参考] 差引き (⑥-④)	△5		△21		20		13		28	
3 ちひな保育園	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み (⑦)	218	1,024	216	1,000	218	982	219	934	221	899
	確保方策 (⑧)	391	959	391	959	391	959	391	959	391	959
	特定教育・保育施設	382	929	382	929	382	929	382	929	382	929
	地域型保育事業	9	30	9	30	9	30	9	30	9	30
	差引き (⑧-⑦)	173	△65	175	△41	173	△23	172	25	170	60
	[参考] 利用定員 (⑨)	391	959	391	959	391	959	391	959	391	959
	[参考] 差引き (⑨-⑦)	173	△65	175	△41	173	△23	172	25	170	60

【西部・北陸地区】

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 ちひなな保育園	量の見込み (①)	494		450		399		358		323	
	確保方策 (②)	712		712		712		712		712	
	特定教育・保育施設	712		712		712		712		712	
	差引き (②-①)	218		262		313		354		389	
	[参考] 利用定員 (③)	712		712		712		712		712	
	[参考] 差引き (③-①)	218		262		313		354		389	
2 ちひなな保育園	量の見込み (④)	1,306		1,295		1,250		1,245		1,216	
	確保方策 (⑤)	1,221		1,221		1,221		1,221		1,221	
	特定教育・保育施設	1,221		1,221		1,221		1,221		1,221	
	差引き (⑤-④)	△85		△74		△29		△24		5	
	[参考] 利用定員 (⑥)	1,221		1,221		1,221		1,221		1,221	
	[参考] 差引き (⑥-④)	△85		△74		△29		△24		5	
3 ちひなな保育園	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み (⑦)	151	737	138	732	129	739	120	723	113	714
	確保方策 (⑧)	270	716	270	716	270	716	270	716	270	716
	特定教育・保育施設	258	690	258	690	258	690	258	690	258	690
	地域型保育事業	12	26	12	26	12	26	12	26	12	26
	差引き (⑧-⑦)	119	△21	132	△16	141	△23	150	△7	157	2
	[参考] 利用定員 (⑨)	270	716	270	716	270	716	270	716	270	716
	[参考] 差引き (⑨-⑦)	119	△21	132	△16	141	△23	150	△7	157	2

【浪岡地区】

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 ちひなな保育園	量の見込み (①)	39		42		44		47		48	
	確保方策 (②)	103		103		103		103		103	
	特定教育・保育施設	103		103		103		103		103	
	差引き (②-①)	64		61		59		56		55	
	[参考] 利用定員 (③)	103		103		103		103		103	
	[参考] 差引き (③-①)	64		61		59		56		55	
2 ちひなな保育園	量の見込み (④)	309		302		284		277		264	
	確保方策 (⑤)	318		318		318		318		318	
	特定教育・保育施設	318		318		318		318		318	
	差引き (⑤-④)	9		16		34		41		54	
	[参考] 利用定員 (⑥)	318		318		318		318		318	
	[参考] 差引き (⑥-④)	9		16		34		41		54	
3 ちひなな保育園	年齢	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み (⑦)	33	177	34	171	35	170	36	163	36	159
	確保方策 (⑧)	74	209	74	209	74	209	74	209	74	209
	特定教育・保育施設	74	209	74	209	74	209	74	209	74	209
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引き (⑧-⑦)	41	32	40	38	39	39	38	46	38	50
	[参考] 利用定員 (⑨)	74	209	74	209	74	209	74	209	74	209
	[参考] 差引き (⑨-⑦)	41	32	40	38	39	39	38	46	38	50

(2) 確保方策の考え方

平成31年4月1日現在の利用定員と令和6年度における量の見込みを比較すると、市全域の教育・保育の総量は充足しています。

しかし、認定区分や教育・保育提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、次のとおり区域ごとにきめ細かな確保方策を定めることとします。

【東部地区】

ア 基本的な考え方

教育・保育の総量としては充足しているとともに、全ての認定区分で利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新たな教育・保育施設等の新規認可等によらず、既存の教育・保育施設等により必要数を確保することとします。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定子ども

利用定員が量の見込みを大幅に上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

2号認定子ども

利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

3号認定子ども（0歳）

利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

3号認定子ども（1・2歳）

利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定子どもの利用定員が量の見込みを上回っているため、認可外保育施設からの移行によるものを除き、新たな事業認可を抑制します。

【南部・中部地区】

ア 基本的な考え方

教育・保育の総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設の新規認可等によらず、

○幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定子どもの受入れ

○施設整備等による既存施設の利用定員の増加

○利用定員の設定の適正化

により、認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定子ども

利用定員が量の見込みを大幅に上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

2号認定子ども

計画期間中に利用定員が量の見込みを上回る見込みであることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

3号認定子ども（0歳）

利用定員が量の見込みを上回っていますが、年度途中の待機児童が発生していることから、新たな利用定員の増加への制限を行わず、既存施設に対して利用定員の設定の適正化を要請します。

3号認定子ども（1・2歳）

計画期間中に利用定員が量の見込みを上回る見込みであることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定子どもの利用定員が、計画期間中に量の見込みを上回る見込みであることから、認可外保育施設からの移行によるものを除き、新たな事業認可を抑制します。

【西部・北部地区】

ア 基本的な考え方

教育・保育の総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設の新規認可等によらず、

○幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定子どもの受入れ

○施設整備等による既存施設の利用定員の増加

○利用定員の設定の適正化

により、認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定子ども

利用定員が量の見込みを大幅に上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

2号認定子ども

利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

3号認定子ども（0歳）

利用定員が量の見込みを上回っていますが、年度途中の待機児童が発生していることから、新たな利用定員の増加への制限を行わず、既存施設に対して利用定員の設定の適正化を要請します。

3号認定子ども（1・2歳）

計画期間中に利用定員が量の見込みを上回る見込みであることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定子どもの利用定員が、計画期間中に量の見込みを上回る見込みであることから、認可外保育施設からの移行によるものを除き、新たな事業認可を抑制します。

【浪岡地区】

ア 基本的な考え方

教育・保育の総量としては充足しているとともに、全ての認定区分で利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新たな教育・保育施設等の新規認可等によらず、既存の教育・保育施設等により必要数を確保することとします。

イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定子ども

利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

2号認定子ども

利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

3号認定子ども（0歳）

利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

3号認定子ども（1・2歳）

利用定員が量の見込みを上回っていることから、原則、新規認可等による定員の設定によらず、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定子どもの利用定員が量の見込みを上回っているため、認可外保育施設からの移行によるものを除き、新たな事業認可を抑制します。

2 認定こども園への移行を促進するための計画で定める数

国においては、幼稚園や保育所（園）が認定こども園へ移行する場合は、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提としつつ、「計画で定める数」の範囲内で認可・認定をすることとしています。

本市では、全ての幼稚園や保育所（園）が認定こども園に移行した場合であっても認可できるように、次の表のとおり、各地区における「計画で定める数」を設定します。

(単位：人)

	保育所（園）が認定こども園に移行する場合	幼稚園が認定こども園に移行する場合	
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
東部地区	612	236	116
南部・中部地区	702	80	251
西部・北部地区	558	50	179
浪岡地区	0	0	0

第4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1 利用者支援事業

(1) 事業概要

「基本型」は子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等を実施するとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業。

「母子保健型」は妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援や支援プランの作成等を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

《基本型》

【全域】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①)	1	1	1	1	1
確保方策 (②)	1	1	1	1	1
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

《母子保健型》

【全域】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①)	1	1	1	1	1
確保方策 (②)	1	1	1	1	1
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

本市では、青森市子ども支援センター^{※1}において、「基本型」のみを実施してきましたが、令和2年度に、母子保健サービスの中心施設である青森市保健所に子ども支援センター機能を移転して一体化した『あおり親子はぐくみプラザ^{※2}』を開設し、これまでの「基本型」に加え「母子保健型」についても実施することとします。

※1 青森市子ども支援センター

子育てに関する悩みの相談等を受けるほか、子育て支援に関する情報を提供するなど、子育てに関する支援を行うため平成17年5月に設置した基幹型地域子育て支援センター。

※2 あおり親子はぐくみプラザ

妊娠期から子育て期にわたる各種の相談に応じ、支援プランの策定や関係機関と連絡調整を行い、母子保健支援と子育て支援との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するために令和2年4月に開設。

2 時間外保育事業

(1) 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所（園）等において保育を実施する事業（延長保育事業）。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】		（単位：人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①	2,672	2,575	2,465	2,372	2,284	
確保方策 ②	2,672	2,575	2,465	2,372	2,284	
差し引き ②-①	0	0	0	0	0	

【東部地区】		（単位：人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①	735	708	677	652	634	
確保方策 ②	735	708	677	652	634	
差し引き ②-①	0	0	0	0	0	

【南部・中部地区】		（単位：人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①	910	877	840	808	775	
確保方策 ②	910	877	840	808	775	
差し引き ②-①	0	0	0	0	0	

【西部・北部地区】		（単位：人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①	904	871	834	803	770	
確保方策 ②	904	871	834	803	770	
差し引き ②-①	0	0	0	0	0	

【浪岡地区】		（単位：人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①	123	119	114	109	105	
確保方策 ②	123	119	114	109	105	
差し引き ②-①	0	0	0	0	0	

(3) 確保方策の考え方

時間外保育事業は、市内のほぼ全ての認定こども園・保育所（園）等において実施しています。

この事業は、自園の子どもを対象とする事業であり、量の見込みが2号認定子ども及び3号認定子どもの利用定員の範囲内であることから、量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えます。

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

(1) 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、近隣の公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	低学年	2,256	2,197	2,182	2,124	2,061
	高学年	771	758	741	713	695
	計(①)	3,027	2,955	2,923	2,837	2,756
確保方策	低学年	2,256	2,197	2,182	2,124	2,061
	高学年	771	758	741	713	695
	計(②)	3,027	2,955	2,923	2,837	2,756
差し引き(②-①)		0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

市内全小学校区に、全学年を対象とした放課後児童会を開設することを基本とします。

確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して開設場所を確保することを基本とし、確保が困難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用・民間委託等を検討します。

なお、既に開設している放課後児童会で、1人当たりの面積1.65㎡を確保できない場所については、現状のサービスの維持や質の向上を図りつつ、狭あい解消に努めます。

4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

(1) 事業概要

保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設^{※1}等において必要な保護を行う事業。

(2) 量の見込み

【全域】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

量の見込みがゼロ人であることから、子育て短期支援事業（ショートステイ）の事業化の必要性はないものと考えます。

なお、保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合には、ファミリー・サポート・センター事業の利用により対応が可能であると考えます。

※1 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

5 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業概要

原則として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】		(単位：人)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,419	1,336	1,287	1,234	1,191
確保方策	実施体制：保健師、委託訪問指導員 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ				

(3) 確保方策の考え方

平成28年度から平成30年度までの3年間の平均訪問人数は1,569人であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えています。

6 養育支援訪問事業

(1) 事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】		(単位：人)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	279	279	279	279	279
確保方策	実施体制：保育士、保健師等 実施機関：あおもり親子はぐくみプラザ				

(3) 確保方策の考え方

平成28年度から平成30年度までの3年間の平均利用者数は272人であり、量の見込みと同程度であることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えます。

7 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	69,835人	67,313人	64,429人	61,961人	59,481人
確保方策（箇所数）	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

【東部地区】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	21,076人	20,296人	19,426人	18,679人	17,941人
確保方策（箇所数）	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【南部・中部地区】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	37,358人	36,014人	34,479人	33,153人	31,827人
確保方策（箇所数）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【西部・北部地区】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	9,229人	8,905人	8,517人	8,200人	7,865人
確保方策（箇所数）	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【浪岡地区】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ人数）	2,172人	2,098人	2,007人	1,929人	1,848人
確保方策（箇所数）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(3) 確保方策の考え方

平成31年4月1日現在、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）が、東部地区には26箇所、南部・中部地区には43箇所、西部・北部地区には35箇所、浪岡地区には10箇所あり、各地区の拠点となる施設は、事業を実施するに当たり、それぞれの地区にある施設の連絡・調整等を行う役割も求められていることから、浪岡地区を除く3地区には複数の拠点があることが望ましいと考えます。

したがって、確保方策としては、東部地区3箇所、南部・中部地区2箇所、西部・北部地区2箇所、浪岡地区1箇所とし、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。

8 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり [預かり保育]）

(1) 事業概要

幼稚園在園児等を対象に、通常の教育時間の前後などに、保護者の要請に応じて児童を預かる事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	83,021	80,491	75,712	73,391	70,251
確保方策 (②) (年間延べ人数)	83,021	80,491	75,712	73,391	70,251
差し引き (② - ①)	0	0	0	0	0

【東部地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	21,923	20,594	18,800	17,661	16,353
確保方策 (②) (年間延べ人数)	21,923	20,594	18,800	17,661	16,353
差し引き (② - ①)	0	0	0	0	0

【南部・中部地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	28,888	28,438	27,113	26,600	25,825
確保方策 (②) (年間延べ人数)	28,888	28,438	27,113	26,600	25,825
差し引き (② - ①)	0	0	0	0	0

【西部・北部地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	29,635	28,913	27,372	26,732	25,764
確保方策 (②) (年間延べ人数)	29,635	28,913	27,372	26,732	25,764
差し引き (② - ①)	0	0	0	0	0

【浪岡地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	2,575	2,546	2,427	2,398	2,309
確保方策 (②) (年間延べ人数)	2,575	2,546	2,427	2,398	2,309
差し引き (② - ①)	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

幼稚園の預かり保育は、市内のほぼ全ての幼稚園・認定こども園において実施しています。

各地区にある全ての幼稚園・認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制を確保できることから、今後も事業実施を各園に対して要請していくこととします。

9 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

(1) 事業概要

ア 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）その他の場所において、一時的に預かる事業。

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

ウ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等において必要な保護を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	9,156	8,077	7,179	6,412	5,765
確保方策 (②) (年間延べ人数)	9,156	8,077	7,179	6,412	5,765
一時預かり事業 (年間延べ人数)	8,321	7,319	6,486	5,788	5,202
子育て援助活動支援事業 (年間延べ人数)	835	758	693	624	563
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—
差引き (②-①)	0	0	0	0	0

【東部地区】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	514	425	351	290	240
確保方策 (②) (年間延べ人数)	514	425	351	290	240
一時預かり事業 (年間延べ人数)	514	425	351	290	240
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—
差引き (②-①)	0	0	0	0	0

【南部・中部地区】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ① (年間延べ人数)	3,201	3,072	2,948	2,829	2,715
確保方策 ② (年間延べ人数)	3,201	3,072	2,948	2,829	2,715
一時預かり事業 (年間延べ人数)	3,201	3,072	2,948	2,829	2,715
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—
差引き ②-①	0	0	0	0	0

【西部・北部地区】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ① (年間延べ人数)	3,835	3,089	2,489	2,005	1,615
確保方策 ② (年間延べ人数)	3,835	3,089	2,489	2,005	1,615
一時預かり事業 (年間延べ人数)	3,835	3,089	2,489	2,005	1,615
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—
差引き ②-①	0	0	0	0	0

【浪岡地区】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ① (年間延べ人数)	771	733	698	664	632
確保方策 ② (年間延べ人数)	771	733	698	664	632
一時預かり事業 (年間延べ人数)	771	733	698	664	632
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—
差引き ②-①	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

一時預かり事業（在園児対象型を除く）について、全ての保育所（園）がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制を確保できることから、今後も事業実施を全ての保育所（園）に対して要請していくこととします。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の平成28年度から平成30年度までの3年間の平均利用者数は1,084人であり、この事業によっても量の見込みの一部を確保できます。

したがって、この2つの事業により、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。

10 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）

(1) 事業概要

ア 病児保育事業

病児又は病後児を保育所（園）等の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。

イ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	789	764	742	717	691
確保方策 (②) (年間延べ人数)	789	764	742	717	691
病児保育事業 (年間延べ人数)	695	673	653	631	608
子育て援助活動支援事業〔病児〕 (年間延べ人数)	94	91	89	86	83
差引き (②-①)	0	0	0	0	0

【東部地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	248	240	233	225	217
確保方策 (②) (年間延べ人数)	248	240	233	225	217
病児保育事業 (年間延べ人数)	248	240	233	225	217
子育て援助活動支援事業〔病児〕	-	-	-	-	-
差引き (②-①)	0	0	0	0	0

【南部・中部地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	169	163	159	153	148
確保方策 (②) (年間延べ人数)	169	163	159	153	148
病児保育事業 (年間延べ人数)	169	163	159	153	148
子育て援助活動支援事業〔病児〕	-	-	-	-	-
差引き (②-①)	0	0	0	0	0

【西部・北部地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	242	235	227	220	212
確保方策 (②) (年間延べ人数)	242	235	227	220	212
病児保育事業 (年間延べ人数)	242	235	227	220	212
子育て援助活動支援事業〔病児〕	-	-	-	-	-
差引き (②-①)	0	0	0	0	0

【浪岡地区】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①) (年間延べ人数)	36	35	34	33	31
確保方策 (②) (年間延べ人数)	36	35	34	33	31
病児保育事業 (年間延べ人数)	36	35	34	33	31
子育て援助活動支援事業〔病児〕	-	-	-	-	-
差引き (②-①)	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

病児保育事業は、仕事などでやむを得ず病児を預けなくてはならない保護者のセーフティネットであることから、教育・保育提供区域ごとに1箇所ずつ設置し、量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

また、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）の平成28年度から平成30年度までの3年間の平均利用者数は108人であり、この事業においても量の見込みの一部を確保できます。

したがって、この2つの事業により各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととします。

11 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔就学児のみ〕）

(1) 事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】 (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ① (年間延べ人数)	395	395	395	395	395
確保方策 ② (年間延べ人数)	395	395	395	395	395
差し引き ②-①	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え方

平成28年度から平成30年度までの3年間の平均利用者数は432人であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えます。

12 妊婦に対して健康診査を実施する事業

(1) 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(2) 量の見込み及び確保方策

【全域】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	受診者（人）	1,645	1,549	1,492	1,430	1,381
	健診回数（回）	20,332	19,139	18,438	17,675	17,060
確保方策		実施場所：妊婦健診を実施している医療機関等 実施体制：青森県医師会と委託契約（公立病院は直接契約） 検査項目：基本健診、各種検査等 実施時期：受診票交付の日から出産の日まで				

(3) 確保方策の考え方

妊婦健診の平成28年度から平成30年度までの3年間の平均は、受診者数1,742人、健診回数21,593回であり、量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制を確保できるものと考えます。

13 その他の地域子ども・子育て支援事業（実費徴収に係る補足給付を行う事業）

(1) 事業概要

保護者の世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等及び副食材料費の一部を給付する事業。

(2) 量の見込み

【全域】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (①)	5	5	5	5	5
確保方策 (②)	5	5	5	5	5
差し引き (②-①)	0	0	0	0	0

(3) 確保方策の考え

平成28年度から生活保護法による被保護世帯の子どもが特定教育・保育施設等を利用した場合について給付対象としました。

また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化に当たり、新制度未移行幼稚園等を利用する低所得世帯及び第3子以降の子どもの副食材料費についても給付対象としました。

第5 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

1 認定こども園の普及に係る基本的考え方等

認定こども園は幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、国は認定こども園の普及を図ることとしていることから、認定こども園に移行したい幼稚園や保育所（園）が円滑に移行できるよう、幼稚園や保育所（園）からの相談に対して助言を行うとともに、施設の利用状況等の情報を提供します。

特に、本市では教育・保育の総量としては充足していますが、認定区分や教育・保育提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、認定区分ごとの偏在を解消し必要数を確保するため、幼稚園に対して認定こども園への移行を要請します。

<各年度における認定こども園の目標設置数及び目標設置総数>

【全域】

（単位：園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標設置数	0	1	3	3	3
目標設置総数（累計）	47	48	51	54	57

2 幼稚園教諭と保育士等の合同研修に対する支援等

一体的な教育・保育及び質の高い教育・保育を提供するため、市主催で、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業者及び認可外保育施設の幼稚園教諭や保育士等に対する合同研修を実施しており、今後も、関係団体等と連携しながら合同研修を継続します。

3 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

本市では、青森市子どもの権利条例（平成24年制定）に基づく子どもの権利を保障するに当たり、子どもの成長と発達に配慮した支援が行われることを基本理念の一つとしています。

子どもの成長と発達に配慮した支援を行うには、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくことが重要であり、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図ることが必要です。

そのために、幼稚園教諭、保育士等の研修の充実や施設や事業者に対し適切な指導等を実施していきます。

4 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

地域全体で子育て支援に取り組むため、あおもり親子はぐくみプラザ及び各地区の地域子育て支援センターにおいて、教育・保育施設及び地域型保育事業者相互の連携を図ります。

また、幼児期の教育・保育から小学校教育への指導の流れが一貫したものになるよう、関係機関と協力しながら、認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施されたことに伴い、子育てのための施設等利用給付制度が創設され、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けた認可外保育施設等を利用した場合に給付を受けることができるようになりました。

本市では、子育てのための施設等利用給付制度の円滑な実施に向けて、保護者への情報提供をはじめ、施設・事業者への周知に努めるとともに、給付対象となる施設・事業についても、施設の指導監査及び立入調査を実施し、保育の質の確保に努めます。

第3章 資料編

第1 第2期青森市子ども・子育て支援事業計画の策定過程

年月日	事項
平成30年12月7日～ 平成31年1月7日	子ども・子育て支援ニーズ調査実施
令和元年6月20日	令和元年度第1回青森市子ども・子育て会議開催 ・事務局から第2期青森市子ども・子育て支援事業計画の策定について報告
令和元年8月22日	令和元年度第2回青森市子ども・子育て会議開催 ・事務局から第2期青森市子ども・子育て支援事業計画の策定に係る国の動向等について報告
令和元年11月6日	令和元年度第3回青森市子ども・子育て会議開催 ・第2期青森市子ども・子育て支援事業計画（素案）を審議
令和2年2月13日	令和元年度第4回青森市子ども・子育て会議開催 ・第2期青森市子ども・子育て支援事業計画（案）を審議
令和2年2月19日	第2期青森市子ども・子育て支援事業計画を策定



第2 青森市子ども・子育て会議委員名簿

番号	所属等	氏名
1	学校法人明の星学園 青森明の星短期大学 教授	◎ 内海 隆
2	一般社団法人慈恵会 事業所内託児施設クローバー (所属は委員就任当時)	○ 伊藤 えり子
3	青森市保育連合会 会員 (浪岡地区)	天内 博久
4	青森市地域子育て支援連絡協議会 会員	今村 良司
5	公募委員	川名 裕美
6	青森市私立幼稚園協会 会員 (幼稚園)	河野 五百子
7	青森市保育連合会 事務局 (青森地区)	高坂 覚
8	公募委員	橋本 歩
9	特定非営利活動法人 婆娑羅凡人舎	長谷川 涼子
10	学校法人青森田中学園 青森中央短期大学 准教授 (青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会 会長)	松浦 淳
11	一般社団法人青森市医師会 会員	松本 香
12	青森市私立幼稚園協会 会員 (認定こども園)	和田 律子

※ 名簿は第2期青森市子ども・子育て支援事業計画策定時における委員 (任期は平成30年2月16日から令和2年2月15日まで)

※ ◎は会長、○は副会長

第3 青森市子ども・子育て会議条例

平成二十五年六月二十五日

青森市条例第二十九号

(趣旨)

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第一項及び第三項の規定に基づき、青森市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 法第七十七条第一項の規定に基づき、青森市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

一 子どもの保護者

二 子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

三 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

四 その他市長が必要と認める者

3 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第二項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第四条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了するときまでとする。

3 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 市長は、委員又は臨時委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第五条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、第三条第二項の委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第七条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 6 部会の決議は、これをもって子ども・子育て会議の決議とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(青森市費用弁償条例の一部改正)

- 3 青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第2期青森市子ども・子育て支援事業計画（令和2年2月）

発行 青森市福祉部子育て支援課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

☎ (017) 734-5320